

主管課緊急処理用

注意

1. 本電の取扱いに慎重を期せよ。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線3171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写



大務次官	典房
巨秘官	審審長
ア経外査即	博代表
大大 察位	
使使研審準	
対文会厚情オ	
括	
審察人電在儀鑿史	
外報官	参参内外
審一	二
移長	参政対旅外
審地中東	
参北東西	
長	
審一	二保地
中南長	参一二
審西ソ洋	
西東	
参参アア	
アア	
次経途博	
審経漁国	
参経エ国	
安ネ二	
参海	審準
審国開	
参調保有理	
審協	
審政経人	
審軍社	
科原	
科審	
参情析調	
企安	

総番号 R201043

主管

月 5日

トルコ 発

近 1

平成 2年 10月 6日

本省 着

外務大臣殿

仙石大使

総理訪土（アクブルト首相との会談）

第994号 極秘 大至急

往電第990号別電2.

1. 冒頭、アクブルト首相より、次の通り述べた。

(1) イラクのクウェイト侵攻・へい合は、国際法に反であり、トルコはこれを非難し、クウェイトよりの撤退を要求している。安保理諸決議についても、これを完全に実施しており、経済制裁もいち早くかつ完全に実施している。経済制裁の完全実施によつてのみ、問題の平和的解決が可能と考える。

(2) トルコ経済は、湾がんの事態によつて大変な損害をこうむっている。トルコはイラクのりん接国で、全ゆる分野で密接な関係があり、石油パイプラインの閉さ、陸上輸送の停止、建設合弁企業（トルコよりイラクへ15-20企業が進出）の引き上げ等により、多大な経済的打撃を受けている。

(3) 今回の事態に伴う原油価格値上りにより利益を受けている国（サウデイ、イラン、ソ連、リビア等）がある一方、トルコは原油価格上しようにより多大な影響を受けている。先般イラクは、トルコからの食りようを条件に、91年までにイラクの原油を無償で供与することを提案して来たが、トルコはこれを断わつた。この提案はトルコにとりみ力的だつたし、食りようの供給も人道上の問題を口実に行うことは可能であつたかも知れないが、トルコは断わつた。

(4) いろいろな国がトルコへの援助を言っているが、これが早く実施に移されることを期待。原油価格が元にもどらない場合、トルコは大打撃を受けるであろう。

(5) 経済協力について、総理に特に以下の協力をお願いしたい。

(イ) ゴールデンホーンきよう改修事業

(ロ) イスタンブール上水道整備事業（イスタンブールでは人口が急激に増大し、上水道問題は深刻である。

電信写

政府も種々の対策を検討中だが、ばく大な資金が必要であり、協力を得たい。)

(ハ) ケメルキョイ発電所排えん脱りゆう装置設置事業

(ニ) 農村部いん料水供給計画

(ホ) 商品借かん (既にOECDに対し、総額20億ドル (90年度5億ドル、91及び92年それぞれ7500万ドル) の商品借かんを要請している。)

(6) 投資保護協定については、本日イニシャル出来る段階になつたと報告を受けており、特に感謝。

2. これに対し、総理より以下を述べた。

(1) 湾がんの事態について、わが国は、武力による他国のへい合は認められず、イラクのクウェイト侵攻・へい合は容認出来ないとの立場。また、わが国は国連諸決議をじゆん守しており、問題の平和的かつ公正な解決に向けて国際的な努力が必要との立場。この問題についての貴国のき然とした態度を高く評価。トルコが受ける経済的打撃については理解している。日本はイラク、クウェイトから夫々22万B/D輸入しており、全輸入量の12%に相当し、それを全面的に停止している。また、石油価格が1Bにつき10ドル上ると、年間190億ドルの支出増加になる。国際平和を守るためにもこれをたえて行かねばならない。

(2) 多国籍軍へ20億ドルを限度に協力、しゆうへん国へ20億ドルの支援を決めている。更に、緊急の措置として6億ドルをエジプト、トルコ、ジョルダンに供与。これらの支援を、わが国憲法のわく内で行い、非軍事的手段を提供。また、避難民問題については、国際機関 (UNDRO、ICRC、IOM) のアピールをふまえ、避難民の救済・本国帰かんにつき、これまで既に総額2200万ドルの緊急援助実施。わが国としては、このような国際的努力への参加に加え、今回の貴国訪問を含む関係国との協議をもふまえて今次事態の平和的かつ公正な解決のために努力して行きたいと思料。

(3) 5億ドルの貿易保険わく設定については、先に申し上げた通り (別電1参照)。(4) 投資保護協定の交渉が最終段階に至つたことはよろこばしく、本件協定の締結は両国経済交流の拡大のため有意義であるので、貴首相と共に一層努力したい。

(5) イスタンブール上水道整備事業については、事業内容についての詳細な資料を提示いただいた上で、事務当局に検討させたい。

(6) ケメルキョイ発電所排えん脱りゆう装置設置事業については、わが国としては、かん境分野における

電信写

経済協力を積極的に進めているところであり、同事業についてもかかるわが国の基本的な方針の下、事務当局において、如何なる形での協力が可能かも含め、検討させたい。

(7) 農村部いん料水供給計画については、事務当局において更に検討させたい。

3. 「ア」首相より、オザル大統領が11月に即位のれいで訪日することもあり、イスタンブールー東京間の直行便の許可をお願いしたいと要請越したところ、総理より以下を応答。

(1) オザル大統領の即位のれい出席は有り難く、お目にかかるのをたのしみにしている。昨年トルコ航空がナリタに就航したことはよろこばしい。

(2) 直行便については検討しているが、シベリア、中国経由の問題もあるので、担当大臣に伝えたい。

4. 「ア」首相より、二重課税防止条約も両国で交渉中であるが、更に両国の協力が重要、と述べたのに対し、総理よりは、同条約については継続的に交渉を続け、良い結果につながるよう、事務当局に指示しおくと応答。

5. 更に両首のうは、投資保護協定に関する交渉は最終段階に達しており、早期の締結を期待する旨を確認し、右内容を記した文書に本使、アルク駐日大使が署名し、交換した。

6. 最後に「ア」首相が、同文書への署名が行われたことをしゆくしてかんぱいしたいと述べ、会議を了した。(了)